

## 地域共生コミュニケーター設置要綱

### (趣旨)

第1 誰もが同じ県民として自立し、いきいきと活躍できる多文化共生の県づくりを進めるため、地域共生コミュニケーター(以下「コミュニケーター」という。)を設置し、行政と外国人県民のパイプ役として行政情報を伝達するなど意思疎通の円滑化を図るとともに、外国人県民と地域住民の相互理解を促進する。

### (活動内容)

第2 コミュニケーターは、次の活動を行う。

- (1) 県などからの行政情報を外国人県民へ伝達すること。
- (2) 外国人県民から寄せられた行政に対する意見・要望等を、県及び関係機関へ伝達すること。
- (3) 外国人県民からの生活相談に応じること。また、長野県多文化共生相談センター、地域の日本語教室、自治会及び市町村への橋渡しを行うこと。
- (4) 外国人県民に対して自治会活動への参加を呼びかするなど、地域住民との相互理解の促進に資する諸活動に努めること。
- (5) その他、前項の趣旨に沿った諸活動を行うこと。

### (登録)

第3 コミュニケーターは、登録申込書(様式1)を提出した者の中から、次の各号のいずれにも該当する者として認められる者を、知事が登録する。

- (1) 第1の趣旨を理解し、その業務に積極的に取り組む意欲を持つ者。
- (2) 原則として県内に在住し、在勤し、又は在学している者。国籍は問わない。
- (3) 日本語を母語としない者については、日本語の日常会話ができ、ひらがなとカタカナの読み書きができる者。

2 登録者には登録証(別記様式)を交付する。

### (活動報告)

第4 コミュニケーターは、前項の活動内容を記録するとともに、県が指定する時期に県に対して活動報告書(様式2)を提出する。

### (登録期間)

第5 コミュニケーターの登録期間は登録日が属する年度の翌年度末までとする。ただし、県が登録期間の延長を認めた場合はこの限りではない。

- 2 コミュニケーターは、原則として登録期間中に1回以上、県が指定する研修を受講し、再登録同意書(様式3)を県に提出することにより再登録することができる。
- 3 コミュニケーターが次の各号のいずれかに該当したときは、県は当該コミュニケーターの登録を取り消すことができる。
  - (1) 本人から登録取消書(様式4)の提出があったとき。
  - (2) 連絡不能となったとき。
  - (3) 本要綱に定める活動や報告を怠り、またはコミュニケーターとしてふさわしくない行為があったとき。

(登録内容の変更)

第6 コミュニケーターは登録内容に変更があった場合、登録内容変更申出書(様式5)により、県へ申し出なければならない。

(守秘義務)

第7 コミュニケーターは、外国人県民などのプライバシーを尊重し、その身上に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、コミュニケーターを辞めた後も同様とする。

2 県及び関係機関はコミュニケーターの個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

(報酬)

第8 コミュニケーターは無報酬とする。

(留意事項)

第9 コミュニケーターは、次の各号に掲げる事項に留意して、活動に当たらなければならない。

- (1) 活動に当たり、最初に相手に登録証を提示し、理解を得ること。
- (2) 相手の人格を尊重し、差別的な取扱いを行わないこと。また、相手に不快の念をいだかせることのないよう、懇切丁寧な対応を心掛けること。

(研修等)

第10 県は、コミュニケーターの意識及び資質向上のため、研修等の情報提供を行う。

2 制度の円滑な推進を図るため、必要な場合に連絡調整や情報交換等を行う会議を開催する。

(補則)

第11 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月25日から施行する。

附 則

平成18年4月1日 第2、第6 改正

附 則

平成20年4月1日 第5 改正

附則

平成25年4月1日 第2 改正

附則

令和元年7月30日 全部 改正

附則

令和3年3月23日 第6 改正

附則

令和3年4月9日 全部 改正